

埼玉県建設業者提出書類閲覧所運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法施行細則（昭和33年埼玉県規則第29号）第4条の規定により設置した建設業者提出書類閲覧所（以下「閲覧所」という。）の運営方法について必要な事項を定めるものとする。

(受付時間)

第2条 午前9時から午前11時30分の閲覧及び写しの交付に係る受付時間は、午前8時30分から午前11時まで、午後1時から午後4時30分の閲覧及び写しの交付に係る受付時間は、午前11時から午後4時までとする。

(閲覧の請求)

第3条 閲覧の請求は、閲覧所受付において様式第1号の建設業者提出書類閲覧請求書を提出して行うものとする。

(写しの交付の請求)

第4条 写しの交付の請求は、閲覧所受付において様式第2号の建設業者提出書類複写請求書を提出して行うものとする。

2 閲覧所における写しの交付の請求は、1人1日20枚までとする。

(禁止行為)

第5条 閲覧所においては、次の行為を禁止する。

- (1) 飲食
- (2) 撮影
- (3) 他の閲覧者の閲覧の妨げとなる行為

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。